

議案第17号

長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長与町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「37, 100人」を「37, 200人」に改め、同条第7項中「875.36ヘクタール」を「878ヘクタール」に改める。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。